

表 73 退所先・地域（性的問題等の課題の有無別）

	性的問題等なし	性的問題等あり	合計	p
都道府県内	617	28	645	
	79.4%	82.4%	79.5%	
都道府県外	160	6	166	
	20.6%	17.6%	20.5%	

表 74 退所先・種別（性的問題等の課題の有無別）

	性的問題等なし	性的問題等あり	合計
婦人保護施設	37	8	45
	4.8%	22.9%	5.6%
母子生活支援施設	88	6	94
	11.5%	17.1%	11.7%
障害福祉施設	4	3	7
	0.5%	8.6%	0.9%
救護施設・更生施設・生活保護法に基づく宿所提供施設	5	0	5
	0.7%	0.0%	0.6%
その他の福祉施設(上記以外)	13	0	13
	1.7%	0.0%	1.6%
民間シェルター	10	2	12
	1.3%	5.7%	1.5%
賃貸住宅等(生活保護での住宅設定)	109	2	111
	14.2%	5.7%	13.8%
賃貸住宅等(生活保護によらない住宅設定)	59	0	59
	7.7%	0.0%	7.3%
帰宅(加害者あり)	92	1	93
	12.0%	2.9%	11.6%
帰宅(加害者なし)	69	1	70
	9.0%	2.9%	8.7%
実家等への帰郷	164	6	170
	21.4%	17.1%	21.2%
知人・友人宅	45	1	46
	5.9%	2.9%	5.7%
入院	18	2	20
	2.3%	5.7%	2.5%
その他	55	3	58
	7.2%	8.6%	7.2%

表 75 退所先・地域（反社会勢力関係の課題の有無別）

	反社会勢力関係 なし	反社会勢力関係 あり	合計	p
都道府県内	617 80.4%	28 63.6%	645 79.5%	<0.01
都道府県外	150 19.6%	16 36.4%	166 20.5%	

表 76 退所先・種別（反社会勢力関係の課題の有無別）

	反社会勢力関係 なし	反社会勢力関係 あり	合計
婦人保護施設	43 5.7%	2 4.8%	45 5.6%
母子生活支援施設	88 11.6%	6 14.3%	94 11.7%
障害福祉施設	6 0.8%	1 2.4%	7 0.9%
救護施設・更生施設・生活 保護法に基づく宿所提供施 設	5 0.7%	0 0.0%	5 0.6%
その他の福祉施設(上記以 外)	13 1.7%	0 0.0%	13 1.6%
民間シェルター	12 1.6%	0 0.0%	12 1.5%
賃貸住宅等(生活保護での住 宅設定)	103 13.5%	8 19.0%	111 13.8%
賃貸住宅等(生活保護によら ない住宅設定)	57 7.5%	2 4.8%	59 7.3%
帰宅(加害者あり)	91 12.0%	2 4.8%	93 11.6%
帰宅(加害者なし)	68 8.9%	2 4.8%	70 8.7%
実家等への帰郷	161 21.2%	9 21.4%	170 21.2%
知人・友人宅	40 5.3%	6 14.3%	46 5.7%
入院	19 2.5%	1 2.4%	20 2.5%
その他	55 7.2%	3 7.1%	58 7.2%

### (3) 保護前と退所時の支援者の変化（社会資源の調整）

#### ① 基本的な属性と支援者の変化（表 77）

保護以前の生活において把握している支援者の項目数と、退所以降の生活の支援にかかわる支援者の項目数の平均値を比較すると、ケースの属性にかかわらず一様に支援者の数は保護以前（1.80-2.33）よりも退所時点（2.41-3.60）の方が増加していた。また退所後の対応について婦人相談所から直接引き継いだ機関・者の数は、1.65-2.18であった。

基本的な属性別にみると、まず国籍では外国籍の方が日本国籍よりも保護以前の支援者の数は少ないが、退所時には外国籍の方が日本国籍よりも支援者の数が増加していた。ただし、婦人相談所から直接引き継いだ機関・者の数は外国籍よりも日本国籍の方が若干多くなっていた。

年齢では、未成年も成年も保護以前の支援者の数はあまり変わらないが、退所時点では成年の方が支援者の数が増加していた。

妊娠の有無では、妊娠中の方が保護以前の支援者の数が若干多く、退所時には支援者の数はさらに増加しており、妊娠していない群よりも支援者数の開きは大きくなっていた。婦人相談所が直接引き継ぐ機関・者の数も妊娠中の方が多くなっていた。

同伴児の有無では、同伴児ありの方が保護以前の支援者の数が若干多く、退所時には支援者の数はさらに増加しており、同伴児なしよりも支援者数の開きは大きくなっていた。婦人相談所が直接引き継ぐ機関・者の数も同伴児ありの方が多くなっていた。

世帯構成別では、配偶者も同伴児もない単身者は保護以前の支援者も少なく退所時の支援者数も多少は増加しているが、単身以外よりも少なかった。婦人相談所が直接引き継ぐ機関・者の数も、単身の方が相対的に少なかった。

学歴では、中卒以下の方が高卒以上よりも保護以前の支援者の数はやや多く、退所時点でもその傾向は変わっていなかった。婦人相談所が直接引き継ぐ機関・者の数は中卒以下の方が多くなっていた。

職業の有無別では、職業なしの方が職業ありよりも保護以前の支援者の数は多かったが、退所時点では職業ありの方が職業なしの支援者数を上回っていた。婦人相談所が直接引き継ぐ機関・者の数は、職業ありの方がわずかに多くなっていた。

#### ② 保護中の対応と支援者の変化（表 78）

保護以前の生活において把握している支援者の項目数と、退所以降の生活の支援にかかわる支援者の項目数の平均値を比較すると、保護中の対応の有無にかかわらず一様に支援者の数は保護以前（1.95-2.52）よりも退所時点（2.63-4.43）の方が増加していた。また退所後の対応について婦人相談所から直接引き継いだ機関・者の数は、1.72-2.53であった。

保護中の対応別にみると、心理的対応・法的対応のいずれについても、保護中に対応をした群の方が、保護以前の支援者数も多く、また退所時点の支援者の数も大きく増加していた。とくに婦人相談所が直接引き継ぐ機関・者の数は、警察への被害届という対応以外はいずれも、対応をした群の方の数がそうでない群の数を大き

く上回っていた。

③ 退所先と支援者の変化（表 79・80）

保護以前の生活において把握している支援者の項目数と、退所以降の生活の支援にかかわる支援者の項目数の平均値を比較すると、退所先の地域・種別にかかわらず一様に支援者の数は保護以前（地域：1.95-2.07、種別：1.38-2.46）よりも退所時点（地域：2.87-2.96、種別：2.07-3.80）の方が増加していた。また退所後の対応について婦人相談所から直接引き継いだ機関・者の数は、地域：1.61-1.95、種別：1.29-2.40であった。

まず退所先が都道府県内か都道府県外かに着目すると、都道府県内に退所した群の方が保護以前の支援者の数や退所時の支援者数、婦人相談所が直接引き継ぐ機関・者の数のいずれも、都道府県外に退所した群よりも上回っていた。

次に退所先の種別ごとに見てみると、障害福祉施設やその他の福祉施設への退所者は保護以前の支援者の数が相対的に少なく、母子生活支援施設や民間シェルター、帰宅（加害者なし）、入院による退所者は保護以前の支援者の数が相対的に多かった。退所時点では、母子生活支援施設、生活保護による賃貸住宅等、民間シェルター、生活保護施設などに退所した群で支援者の数が相対的に多くなっていた。保護以前から退所時点までの支援者数の増加が大きいのは、生活保護施設や生活保護によって賃貸住宅等に退所した群であったが、婦人相談所が直接引き継ぐ機関・者の数では、生活保護施設、入院、帰宅（加害者なし）、障害福祉施設、母子生活支援施設、婦人保護施設などが多くなっていた。逆に、生活保護によらない賃貸住宅等や知人・友人宅、帰宅（加害者あり）では、婦人相談所が直接引き継ぐ機関・者の数は少なかった。

表 77 保護以前と退所時の支援者数の変化、および退所後の引き継ぎ機関の数  
(基本的な属性別)

	外国		日本	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	1.80	1.612	2.04	1.572
退所時の支援者の数	3.16	2.172	2.92	1.820
退所後の引き継ぎ機関の数	1.77	1.236	1.86	1.272
	未成年		成年	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.09	1.463	2.03	1.578
退所時の支援者の数	2.49	1.634	2.95	1.850
退所後の引き継ぎ機関の数	1.80	1.451	1.87	1.253
	妊娠中		妊娠なし	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.33	2.030	2.01	1.543
退所時の支援者の数	3.60	2.540	2.90	1.792
退所後の引き継ぎ機関の数	2.18	1.615	1.86	1.277
	同伴児あり		同伴児なし	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.21	1.575	1.85	1.545
退所時の支援者の数	3.40	1.985	2.49	1.558
退所後の引き継ぎ機関の数	2.02	1.421	1.74	1.142
	単身(配偶者・同伴児なし)		左記以外	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	1.85	1.561	2.06	1.555
退所時の支援者の数	2.41	1.601	3.06	1.863
退所後の引き継ぎ機関の数	1.65	1.229	1.93	1.296
	中卒以下		高卒以上	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.24	1.776	2.01	1.508
退所時の支援者の数	3.18	1.830	2.89	1.797
退所後の引き継ぎ機関の数	2.16	1.392	1.81	1.270
	職業なし		職業あり	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.18	1.725	1.82	1.309
退所時の支援者の数	2.92	1.856	2.96	1.765
退所後の引き継ぎ機関の数	1.87	1.229	1.91	1.320

表 78 保護以前と退所時の支援者数の変化、および退所後の引き継ぎ機関の数  
(保護中の対応別)

	精神科受診（外部受診）あり		精神科受診（外部受診）なし	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.05	1.576	2.03	1.570
退所時の支援者の数	3.97	1.793	2.89	1.827
退所後の引き継ぎ機関の数	2.53	1.350	1.85	1.285
	嘱託精神科医師への相談・診察あり		嘱託精神科医師への相談・診察なし	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.52	1.593	1.95	1.552
退所時の支援者の数	3.68	1.834	2.82	1.811
退所後の引き継ぎ機関の数	2.36	1.365	1.80	1.267
	心理士の心理カウンセリング等あり		心理士の心理カウンセリング等なし	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.13	1.444	1.98	1.618
退所時の支援者の数	3.24	1.764	2.81	1.856
退所後の引き継ぎ機関の数	2.25	1.451	1.72	1.190
	心理士以外の職員による対応等あり		心理士以外の職員による対応等なし	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.22	1.818	1.99	1.515
退所時の支援者の数	3.58	2.332	2.81	1.701
退所後の引き継ぎ機関の数	2.26	1.496	1.80	1.240
	警察への被害届あり		警察への被害届なし	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.08	1.796	2.05	1.552
退所時の支援者の数	3.75	2.320	2.86	1.740
退所後の引き継ぎ機関の数	1.95	1.439	1.90	1.278
	弁護士への相談あり		弁護士への相談なし	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.24	1.681	1.99	1.548
退所時の支援者の数	3.86	2.149	2.69	1.630
退所後の引き継ぎ機関の数	2.34	1.556	1.76	1.159
	離婚の法的手続きの開始あり		離婚の法的手続きの開始なし	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.33	1.835	1.99	1.509
退所時の支援者の数	4.43	2.249	2.63	1.564
退所後の引き継ぎ機関の数	2.52	1.674	1.75	1.145
	保護命令申立てあり		保護命令申立てなし	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.16	1.560	2.02	1.592
退所時の支援者の数	3.55	2.033	2.80	1.768
退所後の引き継ぎ機関の数	2.35	1.578	1.78	1.192

表 79 保護以前と退所時の支援者数の変化、および退所後の引き継ぎ機関の数  
(退所先・地域)

	都道府県内		都道府県外	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.07	1.613	1.95	1.486
退所時の支援者の数	2.96	1.828	2.87	1.791
退所後の引き継ぎ機関の数	1.95	1.318	1.61	1.184

表 80 保護以前と退所時の支援者数の変化、および退所後の引き継ぎ機関の数  
(退所先・種別)

	婦人保護施設		母子生活支援施設	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	1.87	1.307	2.46	1.412
退所時の支援者の数	3.16	1.665	3.80	1.943
退所後の引き継ぎ機関の数	2.04	1.476	2.10	1.532
	障害福祉施設		生活保護施設(更生・ 救護・宿提)	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	1.57	1.618	1.80	1.483
退所時の支援者の数	2.57	1.618	3.60	1.949
退所後の引き継ぎ機関の数	2.14	1.345	2.40	2.074
	その他の福祉施設(上 記以外)		民間シェルター	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	1.38	1.044	2.33	1.435
退所時の支援者の数	2.85	1.144	3.75	1.765
退所後の引き継ぎ機関の数	1.85	1.214	1.83	1.403
	賃貸住宅等(生活保護 での住宅設定)		賃貸住宅等(生活保護 によらない住宅設定)	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.04	1.589	1.75	1.226
退所時の支援者の数	3.80	2.315	2.44	1.277
退所後の引き継ぎ機関の数	1.97	1.443	1.56	.987
	帰宅(加害者あり)		帰宅(加害者なし)	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	1.77	1.589	2.40	1.996
退所時の支援者の数	2.20	1.522	3.17	2.000
退所後の引き継ぎ機関の数	1.68	.946	2.20	1.480
	実家等への帰郷		知人・友人宅	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	1.90	1.400	1.93	1.818
退所時の支援者の数	2.68	1.521	2.43	1.500
退所後の引き継ぎ機関の数	1.89	1.214	1.63	1.040
	入院		その他	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
保護以前の支援者の数	2.45	1.669	1.71	1.439
退所時の支援者の数	2.95	1.538	2.07	1.212
退所後の引き継ぎ機関の数	2.25	1.517	1.29	.937

## D. 考察

### (1) ケースの属性と保護前の生活課題

ケースの基本的な属性によって婦人相談所が把握する保護前の生活課題には以下のような特徴がある。

- ① 保護前の生活歴における社会福祉施設の入所や生活保護の利用歴をみると、年齢別では未成年の方が、世帯構成では単身の方が、学歴では中卒以下の低学歴の方が、職業では仕事をしていない専業主婦や無職の方が、利用歴が高い。未成年や単身、中卒以下、あるいは妊娠中のケースでは児童福祉法に基づく施設の利用歴が高いことから、その生育歴において家庭における十分な成育を享受できてこなかったことが推察される。また中卒以下や職業なしでは生活保護の利用歴が高く、低収入等による経済的困窮を抱えていたことがわかる。外国籍の場合は、日本における生活歴が短いために比較的福祉施設の入所や生活保護の利用が少なくなっているが、それでも外国籍の4分の1は過去に社会福祉施設に入所したり生活保護を受給しており、その中には婦人保護事業のリピーターも一定数存在している。なお、「民間のシェルター」の利用の割合が日本国籍より多いことは、逆に言えば外国籍は他の社会福祉施設の利用が難しく民間シェルターの利用に流れやすい傾向があることを示唆している。
- ② 保護前の暴力虐待被害経験については、配偶者等がいる女性の方が暴力虐待被害経験が多いと想像されるが、実際に、年齢別では成年の方が、同伴児の有無では同伴児ありの方が、世帯構成では単身以外の方が、被害経験をもつ割合が高い。職業の有無では有職の方が被害経験をもつ割合が高いが、職業の詳細を見るとパート・アルバイト・非常勤が多いことから、家計を補うための仕事を中心であると考えられ、経済的課題を抱えた世帯であることが暴力虐待被害経験の背景にあると推察する。また、職業ありの場合は1年以上前の暴力虐待被害経験が多いことから、SOSを発するまでに時間がかかっている可能性がある。一方、国籍の違いは被害経験の多寡にはほとんど影響していないが、外国籍の方が1年以内の暴力虐待被害経験が若干多い傾向が見られることから、外国籍の方が日本国籍よりも早くSOSを発していると思われる。
- ③ 保護前の生活課題として婦人相談所が把握している項目数は、妊娠中や同伴児ありのケース、あるいは低学歴（中卒以下）や職業がないケースで、比較的多い傾向が見られる。妊娠中の場合は出産に関連する保健医療関係の課題が顕在化しやすく出産を中心とした生活課題の把握が容易であること、同伴児ありの場合は同伴児の状態や育児環境などを想定することで生活課題の把握がしやすくなることなどがその理由として考えられる。低学歴や職業なしのケースは経済的困窮度が高く安定した住宅確保が困難であることなどからこれらの分野から生活課題を把握しているのではないかと推察する。逆に外国籍の場合は、言葉や文化の違いなどが生活課題の把握の上で障害となっている可能性がある。
- ④ 婦人相談所が把握している保護以前の生活における支援者については、同伴児ありや未成年の場合は児童福祉関係の支援者が比較的多数把握されている。また、市町村福祉主管課の関わりも多く、子どもがいる場合は児童家庭・母子担



当が、経済的困窮を抱えている場合は生活保護担当が、それぞれ支援者となっている状況が見られる。もともと既存制度にのりやすい生活課題を抱えている場合にはその制度に関連する機関・者が支援者となっている状況が見られるが、保護以前の生活において生活課題が比較的顕在化しにくい場合には支援者が少ない状況が見られる。

## (2) 保護中の対応

ケースの基本的な属性や抱えている生活課題によって、一時保護中の心理的対応と法的対応には以下のような特徴がある。

- ① 心理的対応は、国籍別では日本国籍の方が、年齢別では未成年の方が、妊娠の有無では妊娠中の方が、同伴児の有無では同伴児なしの方が、世帯構成では単身の方が、学歴では中卒以下の方が、実施されている割合が高い。未成年や単身、中卒以下の場合は知的障害の疑いがあるケースが少なくないために検査を実施している可能性がある。一方、法的対応については、同伴児ありや高卒以上、職業ありの場合に実施されている割合が高い。同伴児ありの場合は子どもの存在が離婚等の手続きを後押ししていると考えられる。また高卒以上や職業ありの場合に法的対応が多いのは、ケースの権利意識の高さの違いなどが背景にあると考えられる。
- ② 生活課題別では、夫との関係やその他の人間関係などでDVやDV以外の暴力が疑われるようなケースで心理的対応が実施されている割合が高くなっている。また精神的問題など保健医療関係の課題や性的関係の課題を抱えているケースでも、心理的対応が高い率で実施されている。このほか、経済関係の課題や住宅等の課題がある場合も心理的対応が実施されている割合が高い。法的対応については、夫等との関係に課題があるケースで実施されている割合が高いが、他の課題との関係では、親族との関係やその他の人間関係、保健医療関係や住宅などでいずれも課題のない群の方が、実施されている率が高い。課題のある群で実施率が低いのは、法的対応よりも優先する課題があるとの判断や、法的対応を完遂するに足りる条件が整っていないとの判断が働いているからではないかと思われる。

## (3) 退所先と退所時の対応（社会資源の調整）

ケースの基本的な属性や抱えている生活課題によって、退所先および退所時の対応（社会資源の調整）には以下のような特徴がある。

- ① 外国籍や同伴児ありの場合は都道府県外に退所する率が高い。外国籍の場合は受け入れ先の問題で都道府県外に退所するケースがあるのではないかと思われる。また同伴児ありの場合は子どもの安全確保への配慮が働いている可能性がある。退所先の種別では、子どもがいる場合は母子生活支援施設への退所が多いが、これは母子生活支援施設が子ども同伴での利用に適しているとの判断が働いたからだと見ることもできるが、母子生活支援施設以外の施設が母子で利用できる条件を備えていないからだという見方もできる。外国籍や未成年の場合は加害者のいる自宅への帰宅も少なくないが、これらについては本人の意向もあるだろうが他に適切な退所先がなかったためとも捉えられる。同伴児なし

や単身、低学歴（中卒以下）の場合は婦人保護施設が退所先として多くなっていることから、婦人保護施設が主に単身者の受け皿として利用されていることがわかる。また、同伴児なしや単身の場合は生活保護による住宅設定もよく利用されている。

- ② 生活課題別では、反社会勢力等との関係に課題がある場合のみ明確に都道府県外に退所させる傾向が認められる。それ以外はDVの課題等があっても都道府県内に退所している割合が高い。一般に、どのような課題を抱えている場合も、家族との間に問題がない場合は実家への帰郷が選択されている割合が高い傾向がみられる。一方、経済関係や住宅等に課題がある場合は、生活保護での住宅設定の割合が高い。生活保護は経済関係の課題や住宅等の確保の課題の解決に資するものであり、課題に応じた退所先の選択が行われているといえる。
- ③ ケースの属性にかかわらず一様に支援者の数は保護以前よりも退所時点の方が増加しており、退所後の対応について婦人相談所から直接引き継いだ機関・者の存在が支援者の拡大につながっている。保護中の対応別にみると、心理的対応・法的対応のいずれについても、保護中に対応をしたケースの方が保護以前の支援者数が多く退所時点の支援者の数も大きく増加している。これは、保護前から複数の支援者につながっていることで保護中及び保護後の対応の方向性も見えやすくなっており、必要な支援者への引継ぎが比較的容易であることが背景にあると考える。退所先との関係では、都道府県内に退所するケースの方が都道府県外に退所するケースよりも支援者につながりやすい状況があることがわかる。退所先の種別では、母子生活支援施設、生活保護による賃貸住宅等、民間シェルター、生活保護施設などに退所した群で支援者の数が相対的に多くなっているが、これらは各施設の運営者や生活保護担当など退所後の支援者が明確であり引継ぎが行われやすいからであると推察する。このことは、婦人相談所が直接引き継ぐ機関・者の数が、生活保護施設、入院、帰宅（加害者なし）、障害福祉施設、母子生活支援施設、婦人保護施設などで多くなっていることにも現れている。逆に、生活保護によらない賃貸住宅等や知人・友人宅、帰宅（加害者あり）では、婦人相談所が直接引き継ぐ機関・者の数は少なく、これらのケースに対する婦人相談所の対応について、今後検討が必要である。

## E. 結論

婦人相談所の職員が対応する一時保護ケースについて、全国42都道府県44ヶ所の婦人相談所から収集した848ケースの分析を通して、ケースの状態像や生活課題、婦人相談所の支援状況に関する特徴を明らかにした。

ケースの状況は個々それぞれの生育歴や社会状況、おかれている立場の違いなどにより非常に多様であるが、全国データベースを作成し基本的な属性等などに着目して整理することにより大まかな傾向を知ることができる。本稿では、国籍（外国籍か日本籍か）、年齢（未成年か成年か）、妊娠の有無、同伴児の有無、世帯構成（単身か単身以外か）、学歴（中卒以下か高卒以上か）、職業の有無という7つの属性から、ケースが抱える課題、保護中の対応、退所先、社会資源とのつながりについて現況を

整理した。このうち、外国籍、未成年、妊娠中、同伴児の有無という属性は、昨年度の研究において困難ケースの課題を整理する際に用いたカテゴリである。結果として、今回の分析で用いた属性はそれぞれにケースの特徴を示しており、ケースの状況把握や保護中の対応、退所先や社会資源との調整を行う上での参考資料として有用なデータを提供できたといえる。

また、データの整理を通して、婦人相談所が実施している保護中の対応や退所先の選択・社会資源の調整が、ケースの抱える課題に応じて適切に実施されていることが明らかになった。しかし、一方で、既存の社会福祉制度に乗りにくい課題を抱えているケースについては、保護中の対応や社会資源の調整が十分でない部分もあることが示唆された。今後の対応の方策についてこれらのケースをさらに詳細に検討することが求められる。

なお、本調査では、ケースが抱える生活課題やケースを取り巻く支援者の状況についてはすべて婦人相談所が把握している範囲にとどまっている。婦人相談所がケースの実態をどれほど把握しているかは、個々の婦人相談所や対応した職員の力量によることも大きい。実情をどれだけ反映しているかという問題が残っている。また、調査票に記載を求めた項目について、すべてのケースで状況が把握されていたわけではなく欠損値も少なくなかった。これらは、各婦人相談所の相談記録等の様式が統一されていないことなども影響していると考えられる。今後、全国データベースの本格的な構築を行うためには、まず全国の婦人相談所の相談記録等の様式の統一やケースの状況把握を行うための手段・方法の統一を行う必要がある。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし

ご回答とご返送について

- ① 「一時保護退所ケースの概要調査 調査票」は、各相談所に、20部＋予備をお送りしています。
- ② 2012年に一時保護したケースのうち、一時保護を退所した直近のケース20件について、各ケースにつき1枚の記入用紙を使用し、■1～■21の各項目について、お分かりになる範囲で、該当する選択肢を選んでマル(O)をつける、もしくは、必要事項の記入をお願いします。該当する選択肢のない場合は、未記入で結構です。
- ③ 記入用紙の冒頭にある「ケースID番号」は、貴機関にて No. 1～No. 20 を割り振ってください。  
所内で適宜、分担してご回答をご作成ください。
- ④ 記入欄は、表面と裏面の両面があります。所要時間の目安は、1ケースにつき15分前後です。
- ⑤ 記入済みの用紙は、職場内のとりまとめ担当者様にご提出ください。ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

【連絡先】 国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部 主任研究官 森川美絵 ( m.morikawa@niph.go.jp )  
〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6 Tel: 048-458-6143 (直通) Fax: 048-468-7985(部)

ケースID番号 No. (No. 1～20を貴機関で割り振ってご記入ください)

- 1. 国籍 [ a. 日本, b. 外国籍 ]      ■2. 年齢 [ a. 18歳未満, b. 18-19歳, c. 20代, d. 30代, e. 40代, f. 50代, g. 60歳以上 ]
- 3. 一時保護直前の現住所 [ a. 都道府県内, b. 都道府県外, c. 不明 ]
- 4. 一時保護の期間 (行政事務上「一時保護」扱いの期間) [ ] 日      ★★⇒ 婦人保護施設短期利用等による、婦人相談所の主担による実質上の一時保護の延長がありますか [ 7. なし, 1. あり ] → それを含めた実質的な一時保護の期間 [ ] 日
- 5. 一時保護実施の直前の相談機関 (※)もつともあてはまる機関をひとつ選びOをつけた上で、当該機関への婦人相談員への配置の有無を回答。  
a. 当該婦人相談所    b. 他の婦人相談所    c. 他の配偶者暴力相談支援センター(都道府県)    d. 他の配偶者暴力相談支援センター(市)  
e. 警察関係    f. 児童相談所    g. 市町村福祉主幹課(生活保護担当)    h. 市町村福祉主幹課(児童家庭・母子担当)  
i. 市町村福祉主幹課(生活保護、児童家庭・母子担当以外)    j. 市町村人権・男女主管課(d除く)    k. 保健所・保健センター    l. 医療機関  
m. 教育関係    n. 法務関係    o. 入所施設    p. 民間支援団体・民間シェルター    q. その他( )
- ★★⇒ その機関への婦人相談員の配置 [ 7. なし, 1. あり ]
- 6. 保護の理由(1つ選択) [ 7. DV, 1. DV以外の暴力, 1. 住居問題・帰宅先なし, 1. その他( ) ]
- 7. 一時保護の場所 [ 7. 一時保護所, 1. 一時保護委託 ]  
→ 委託先 [ a. 母子生活支援施設, b. 民間シェルター, c. 婦人保護施設, d. 障害者施設, e. その他( ) ]
- 8. 婚姻関係 (1) 配偶者の有無 [ 7. なし, 1. あり(婚姻関係), 1. あり(内縁関係), 1. 不明 ]  
(2) 離婚歴(内縁解消含) [ 7. なし, 1. あり ] → 前夫(内縁含)からの暴力 [ a. なし, b. あり, c. 不明 ]
- 9. 同伴児の有無 [ 7. なし, 1. あり ]  
→ 年齢・性別 男児: 名(内訳: 幼児 名, 小学生 名, 中学生 名, 高校生年齢 名, 18歳以上 名),  
女児: 名(内訳: 幼児 名, 小学生 名, 中学生 名, 高校生年齢 名, 18歳以上 名),
- 10. 同伴児の保護前の被害状況と保護～退所時の対応(把握したものをすべてを選択。1人でも該当すればOをつけて下さい。)  
a. 身体的虐待・暴力の被害,    b. ネグレクト被害,    c. 精神的虐待(面前DV・DV目撃含む),    d. 性的虐待・性暴力被害  
e. 一時保護時の親子の分離入所,    f. 児童相談所への通告
- 11. 本人の障害の有無・健康状態の概要(依頼時や保護中に把握したものをすべてにマル。いずれにも該当しない場合は、未選択。)  
7. 身体障害者手帳    1. 療育手帳    1. 精神障害者手帳    1. 要介護認定    1. 依頼時の外傷(骨折打撲等)    1. 精神科通院・受診歴  
1. 服薬中    1. 精神疾患・人格障害疑い    1. 知的障害疑い    1. 妊娠中    1. その他( )
- 12. 本人の学歴・職業  
(1) 学歴 [ 7. 未就学, 1. 小学卒, 1. 中卒, 1. 高卒, 1. 専門学校卒, 1. 短大卒, 1. 四大卒, 1. 大学院進学, 1. その他( ) ]  
(2) 職業等 [ 7. なし (→ a. 専業主婦, b. 無職), 1. あり (→ c. 常勤, d. 非常勤・パート・アルバイト, e. その他( ))) ]

(次ページに続く)

■13. 本人の生活歴における社会福祉の施設入所・保護の利用歴(依頼時や保護中に把握したものをすべてを選択)

- a. 婦人保護施設・一時保護の入所歴    b. 生活保護受給歴(一時保護依頼時もしくは一時保護中の生活保護申請を除く),  
 c. 救護施設・更生施設・生活保護法に基づく宿所提供施設の入所歴    d. 障害福祉施設の入所歴    e. 児童福祉施設の入所歴  
 f. 児童相談所一時保護の入所歴    g. 民間シェルターの利用歴    h. その他( )

■14. 本人の保護前の暴力虐待被害経験(依頼時や保護中に把握したものをすべてを選択) ※夫等や親族からに限らない。

- a. 身体的暴力(1年以内)    b. 身体的暴力(1年以上前)    c. 精神的暴力(1年以内)    d. 精神的暴力(1年以上前)  
 e. 経済的暴力(1年以内)    f. 経済的暴力(1年以上前)    g. 性的暴力(1年以内)    h. 性的暴力(1年以上前)

■15. 本人の保護前の生活における課題(※(1)~(10)のそれぞれについて、相談所として依頼時や保護中に把握したものをすべてを選択)

- (1)夫(内縁含)等との関係 [ a. 離婚問題    b. 夫からの暴力    c. 夫から子どもへの虐待・暴力    d. 夫等のアルコール依存  
 e. 夫等の薬物依存    f. 夫等のパチンコ・ギャンブル依存    g. その他( ) ]  
 (2)子ども等との関係 [ a. 養育問題・育児困難    b. 子どもの障害あり,    c. 子どもからの暴力,    d. その他( ) ]  
 (3)親族との関係 [ a. 親族からの支援の拒否・困難    b. 親からの暴力虐待,    c. 親・子・夫等以外の親族からの暴力虐待,  
 d. その他( ) ]  
 (4)その他の人間関係 [ a. その他の者からの暴力,    b. 男女関係の問題・こじれ,    c. 近隣・知人とのトラブル,    d. その他( ) ]  
 (5)経済関係 [ a. 生活困窮,    b. 求職,    c. 借金・債務,    d. その他( ) ]  
 (6)保健医療関係 [ a. 外傷    b. 妊娠・出産    c. 栄養    d. 清潔    e. 精神的問題(うつ、パニック障害・PTSD、人格障害疑い等)  
 f. 本人のアルコール依存    g. 本人の薬物依存    h. 本人のパチンコ・ギャンブル依存    i. その他( ) ]  
 (7)住宅等 [ a. 帰宅先なし,    b. 賃貸契約の問題(家賃滞納、立退き),    c. 不衛生(ゴミ、動物の飼育問題等),    d. その他( ) ]  
 (8)性的問題等 [ a. 性的問題行動    b. 売春強要,    c. 職場等でのセクハラ被害,    d. 性被害に伴う対人関係・社会生活困難,    e. その他( ) ]  
 (9)反社会勢力等との関係 [ a. 本人ないし夫等・親族が暴力団・犯罪集団との関係あり,    b. 人身取引被害,    c. その他( ) ]  
 (10)その他の生活課題 ( )

■16. 保護以前の生活における支援者(※1)把握されたものをすべてにマル(保護の依頼時や保護中につながった支援者は除く)。(※2) 保護以前の生活において婦人相談員が相談支援にかかわっていたかも、別途、選択。

- a. 親族    b. 友人知人    c. 民生委員・主任児童委員    d. 当該婦人相談所    e. 他の婦人相談所  
 f. 他の配偶者暴力相談支援センター(都道府県)    g. 他の配偶者暴力相談支援センター(市)    h. 警察関係    i. 児童相談所  
 j. 市町村福祉主幹課(生活保護担当)    k. 市町村福祉主幹課(児童家庭・母子担当;)    l. 市町村福祉主幹課(i・j以外)  
 m. 市町村人権・男女主管課(d除く)    n. 保健所・保健センター    o. 医療機関    p. 教育関係    q. 法務関係  
 r. 入所施設    s. 民間支援団体・民間シェルター    t. その他( )

★★⇒ 保護以前の生活における婦人相談員のかかわり [ ア. なし, イ. あり ]

→ 婦人相談員の配置先 \_\_\_\_\_ (※上記アルファベットから選択して記入)

■17. 一時保護中の心理的対応 (※)(1)心理判定ありの場合、知能検査実施の有無と結果(軽度、中度、重度)を、その他の検査を実施した場合は、検査名または種類の記入(精神健康調査票(GHQ)、改訂版出来事インパクト尺度(IES-R)、自記式抑うつ尺度(SDS)、PTSD臨床診断面接尺度(CAPS)等)、および心理的課題につながる可能性のある結果への該当の有無を選択。(2)「心理ケア・対応」は、該当するものをすべて選択。

★本人に対して:(1)心理判定の実施 [ ア. なし, イ. あり ]

→知能検査の実施 [ ア. なし, イ. あり (a. 軽度, b. 中度, c. 重度) ]

その他の検査 ① \_\_\_\_\_ 該当(有, 無); ② \_\_\_\_\_ 該当(有, 無);

③ \_\_\_\_\_ 該当(有, 無)

(2)心理ケア・対応 [ a. 精神科受診(外部受診),    b. 嘱託精神科医師への相談・診察,    c. 心理士(職)の心理カウンセリング・面接・心理教育,  
 d. 心理職・医師以外の職員による心理教育・心理的不安への相談対応 ]

★同伴児に対して:(1)心理判定の実施 [ ア. なし, イ. あり ]

→知能検査の実施 [ ア. なし, イ. あり (a. 軽度, b. 中度, c. 重度) ]

その他の検査 ① \_\_\_\_\_ 該当(有, 無); ② \_\_\_\_\_ 該当(有, 無);

③ \_\_\_\_\_ 該当(有, 無)

(2)心理ケア・対応 [ a. 精神科受診(外部受診),    b. 嘱託精神科医師への相談・診察,    c. 心理士(職)の心理カウンセリング・面接・心理教育,  
 d. 心理士(職)・医師以外の職員による心理教育・心理的不安への相談対応 ]

■18. 一時保護中の法的対応

- (1)警察への被害届 [ ｱ. あり ｲ. なし ｳ. 未決定 ] (2) 弁護士への相談 [ ｱ. あり ｲ. なし ]  
 (3)離婚の法的手続の開始(調停申立・弁護士委任等) [ ｱ. あり ｲ. なし ｳ. 未決定 ] (4) 保護命令申立て [ ｱ. あり ｲ. なし ｳ. 未決定 ]

■19. 退所先 [ a. 都道府県内, b. 都道府県外, c. 不明 ]

※「不明」以外の場合は、退所先の種別としてもっともあてはまるものを、下記からひとつ選択

- a. 婦人保護施設 b. 母子生活支援施設 c. 母子生活支援施設以外の児童福祉施設 d. 障害福祉施設  
 e. 救護施設・更生施設・生活保護法に基づく宿所提供施設 f. その他の福祉施設(a~e以外) g. 民間シェルター  
 h. 賃貸住宅等(生活保護での住宅設定) i. 賃貸住宅等(生活保護によらない住宅設定) j. 帰宅(加害者あり) k. 帰宅(加害者なし)  
 l. 実家等への帰郷 m. 知人・友人宅 n. 入院 o. その他( )

■20. 退所時点での支援者: 退所時点において、婦人相談所が、退所以降の生活の支援に関わる機関・者として把握しているもの(保護中につながったものを含む)を、すべて選び、アルファベットに○をつけてください。(※1)支援者の所在地・管轄が、元居住地か退所先居住地かの区別がある項目については、どちらか分かるよう、αまたはβも選択(両方の場合はどちらにも○)。元居住地と退所先の管轄が同じ場合にはα、βの選択は不要です。

(※2)退所以降も、婦人相談員(当該婦人相談所の所属を除く)が支援者としてかかっているかも、別途、選択。

- a. 親族 b. 友人知人 c. 民生委員・主任児童委員→[α. 元居住地, β. 退所先] d. 当該婦人相談所 e. 退所先の婦人相談所  
 f. 退所先の配偶者暴力相談支援センター(県) g. 退所先の配偶者暴力相談支援センター(市) h. 警察関係→[α. 元居住地, β. 退所先]  
 i. 児童相談所→[α. 元居住地, β. 退所先] j. 市町村福祉主幹課(生活保護担当)→[α. 元居住地, β. 退所先]  
 k. 市町村福祉主幹課(児童家庭・母子担当)→[α. 元居住地, β. 退所先] l. 市町村福祉主幹課(i・j以外)→[α. 元居住地, β. 退所先]  
 m. 市町村人権・男女主管課(f除く)→[α. 元居住地, β. 退所先] n. 保健所・保健センター→[α. 元居住地, β. 退所先]  
 o. 医療機関→[α. 元居住地, β. 退所先] p. 教育関係→[α. 元居住地, β. 退所先] q. 法務関係  
 r. 入所先施設 s. 民間支援団体・民間シェルター t. その他( )

★★⇒ 退所以降の、婦人相談員(当該婦人相談所の所属を除く)の支援者としてのかかわり [ ｱ. なし ｲ. あり ]

支援者となる婦人相談員の配置先  (※)上記表のアルファベット、および、元居住地か(α)退所先か(β)の区別を記入。複数いる場合は、複数記入。)【記載例】 f, i(α)

■21. 退所後の引き継ぎ機関: ケースの状況や退所後の対応・支援等について、貴婦人相談所から直接引き継いだ、つないだ機関・者(直接連絡をいれ情報提供や調整をした機関・者)を、すべて選び、アルファベットに○をつけてください。(※1)支援者の所在地・管轄が、元居住地か退所先居住地かの区別がある項目については、どちらか分かるよう、αまたはβも選択(両方の場合はどちらにも○)。元居住地と退所先の管轄が同じ場合にはα、βの選択は不要です。(※2)直接の引き継ぎ先・つなぎ先における婦人相談員の配置の有無についても、別途、選択。

- a. 親族 b. 友人知人 c. 民生委員・主任児童委員→[α. 元居住地, β. 退所先] d. 当該婦人相談所 e. 退所先の婦人相談所  
 f. 退所先の配偶者暴力相談支援センター(県) g. 退所先の配偶者暴力相談支援センター(市) h. 警察関係→[α. 元居住地, β. 退所先]  
 i. 児童相談所→[α. 元居住地, β. 退所先] j. 市町村福祉主幹課(生活保護担当)→[α. 元居住地, β. 退所先]  
 k. 市町村福祉主幹課(児童家庭・母子担当)→[α. 元居住地, β. 退所先] l. 市町村福祉主幹課(i・j以外)→[α. 元居住地, β. 退所先]  
 m. 市町村人権・男女主管課(f除く)→[α. 元居住地, β. 退所先] n. 保健所・保健センター→[α. 元居住地, β. 退所先]  
 o. 医療機関→[α. 元居住地, β. 退所先] p. 教育関係→[α. 元居住地, β. 退所先] q. 法務関係  
 r. 入所先施設 s. 民間支援団体・民間シェルター t. その他( )

★★⇒直接の引き継ぎ先・つなぎ先における婦人相談員の配置 [ ｱ. なし, ｲ. あり ]

(※ 引き継ぎ先・つなぎ先が複数ある場合、それらのいずれかの機関に婦人相談員が配置されていれば「あり」)

調査票の記入事項はこれですべてです。ありがとうございました。

1. 回答があった都道府県

図表 1 回答があった都道府県

	都道府県	婦人相談所 (※)
回答あり (20 ケース)	41 都道府県	41 機関
回答あり (20 ケース未満)	1 都道府県	3 機関 (※)
回答なし	5 都道府県	5 機関 (都道府県)

(※) 1つの都道府県では、管内に3機関を設置しており、1機関が20ケースの回答、残りの2機関が6ケース、3ケースと20ケース未満の回答となっていた。回答あり(20ケース未満)の婦人相談所数は、その2機関を含めて算定している。

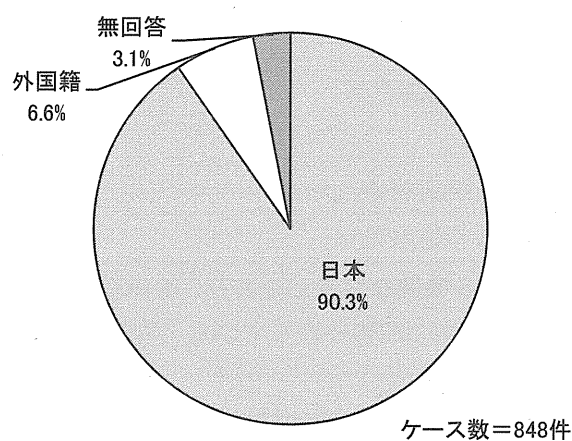
婦人相談所は都道府県必置の相談機関であり、47都道府県のうち46都道府県が1ヶ所設置、1都道府県は3ヶ所設置しており、全国に49ヶ所ある(2012年度時点)。

回答があった一時保護所退所ケース848件の都道府県内訳は、上表のとおりである。42都道府県44ヶ所の婦人相談所より回答が得られた。

## 2. 対象者の国籍及び年齢

### (1) 国籍

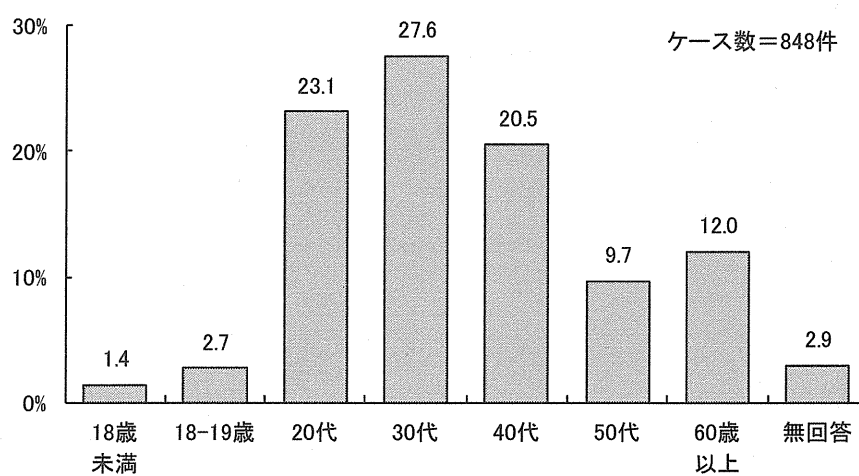
図表 2 国籍(単数回答)



848 件のケースにおける対象者の国籍は、「日本」が 90.3% を占める。「外国籍」は 6.6% である。

### (2) 年齢

図表 3 年齢(単数回答)



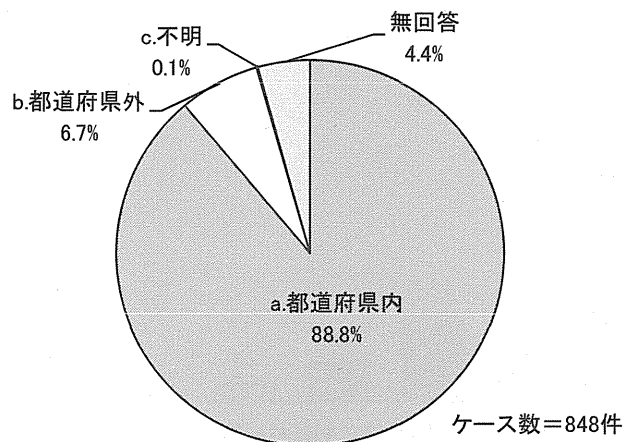
848 件のケースにおける対象者の年齢は、「30 代」が 27.6% で最も高く、「20 代」23.1%、「40 代」20.5% が続く。



### 3. 一時保護実施前の実態及び一時保護の状況

#### (1) 一時保護直前の現住所

図表 4 一時保護直前の現住所(単数回答)

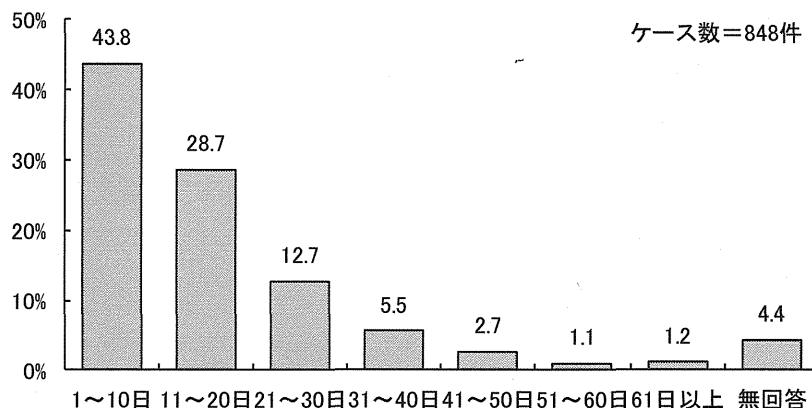


対象者の一時保護直前の現住所は、「都道府県内」が 88.8%、「都道府県外」は 6.7%、「不明」が 0.1%である。

(2)一時保護の期間

①行政事務上の「一時保護」扱いの期間(日数)

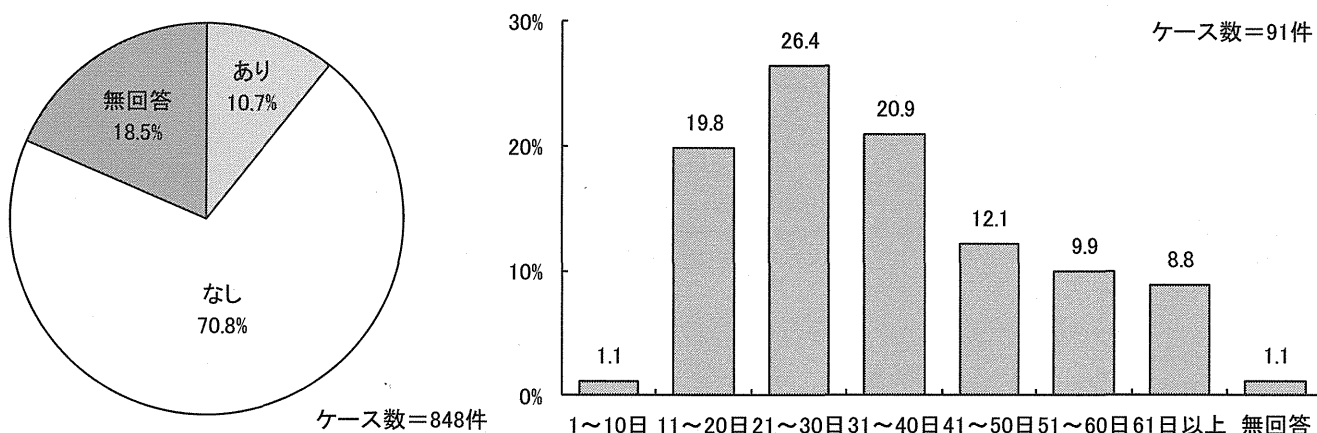
図表 5 行政事務上の「一時保護」扱いの期間(日数)(単数回答)



行政事務上の「一時保護」扱いの期間(日数)は、「1~10日」が43.8%を占める。

②一時保護延長の有無及び実質上の一時保護の期間

図表 6 一時保護延長の有無と実質上の一時保護の期間(延長がある人のみ)(単数回答)



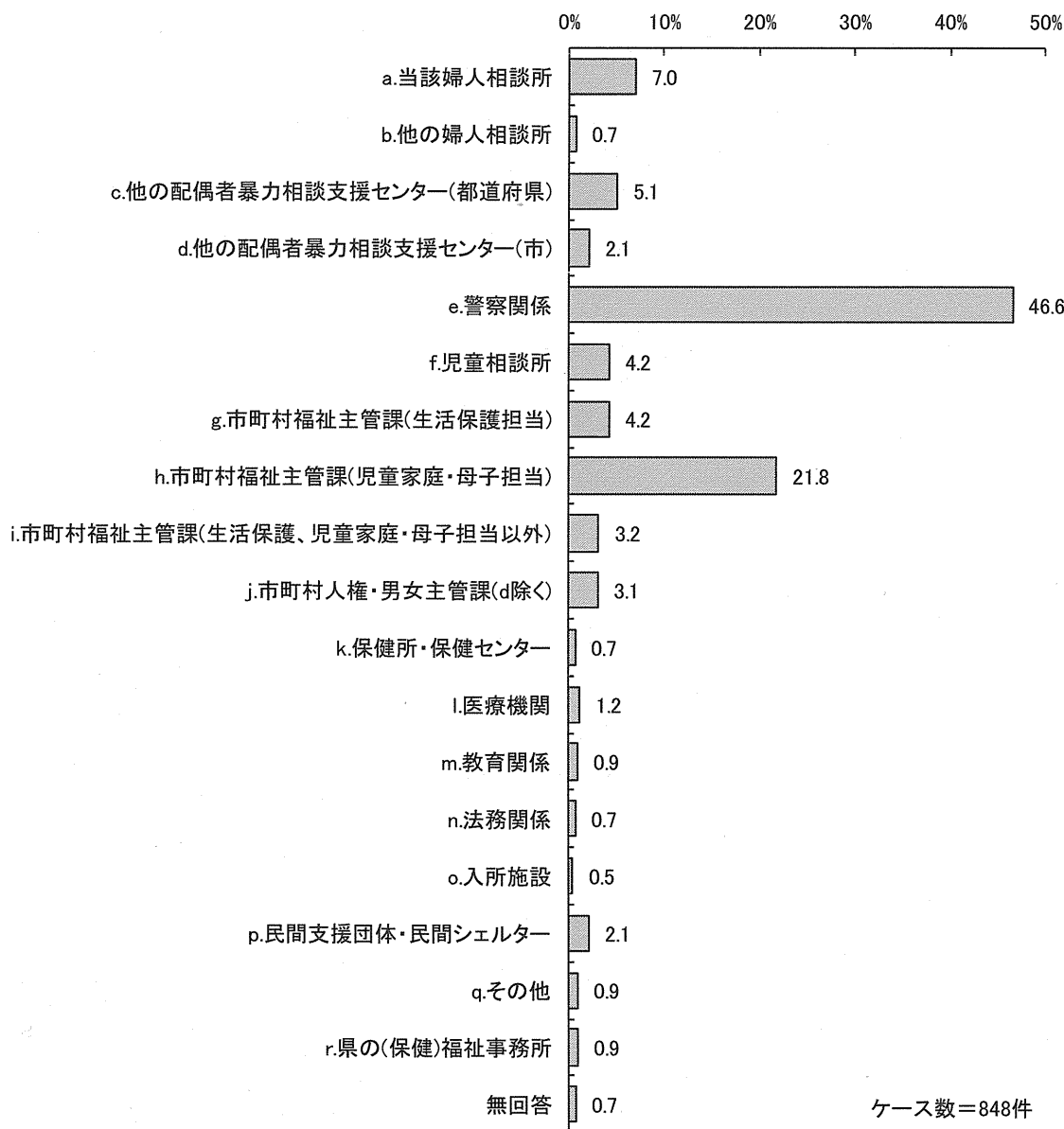
一時保護延長の有無及び実質上の一時保護の期間では、一時保護延長が「あり」と回答したのは10.7%、「なし」は70.8%である。

「あり」の91件に関する実質上の一時保護期間は、「21~30日」「31~40日」「11~20日」などの割合が高い。「61日以上」という回答も8.8%みられる。

(3)一時保護実施の直前の相談機関

①一時保護実施直前の相談機関及び当該機関の婦人相談員配置の有無

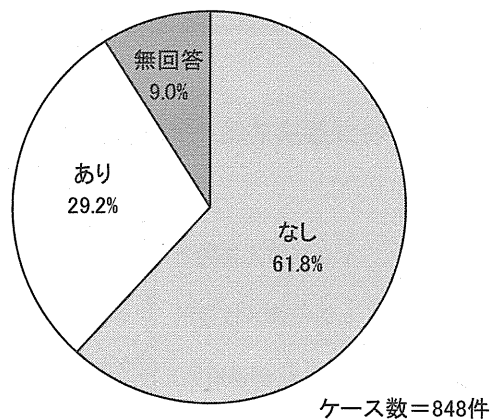
図表 7 一時保護実施直前の相談機関(単数回答)



※r.県の(保健)福祉事務所は追加した選択肢である

一時保護実施直前の相談機関は、「警察」が46.6%で最も高く、次いで「市町村福祉主管課(児童家庭・母子担当)」の21.8%が高い。「当該婦人相談所」7.0%、「他の配偶者暴力相談センター(都道府県)」5.1%などが続くが、いずれも1割以下である。

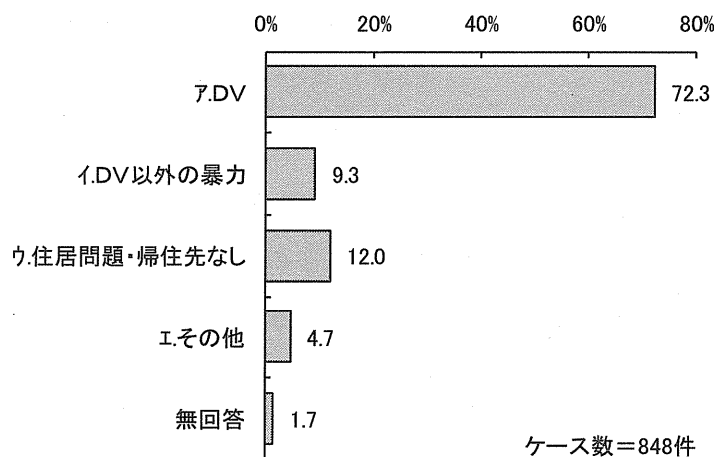
図表 8 その機関への婦人相談員配置の有無(単数回答)



当該機関の婦人相談員配置の有無では、「なし」61.8%、「あり」29.2%となっている。

#### (4)保護の理由

図表 9 保護の理由(単数回答)



保護の理由については、「DV」が72.3%を占めている。次いで高いのは、「住居問題・帰宅先なし」の12.0%である。